

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日

令和2年5月22日改正

本州四国連絡高速道路株式会社

I. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

高速道路は、医療物資、食料品、生活必需品など、国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持に必要な物資を輸送する重要な社会基盤であることから、業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、JB本四グループでは、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインを踏まえ、個々の業務の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。

なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

II. 会社が管理・運営する施設における感染症対策

全ての従業員に対して、以下の感染予防及び拡大防止のための行動を徹底する。

- ・ ソーシャルディスタンス（できるだけ2mを目安とする）の確保、うがい・手洗い、咳エチケット（咳・くしゃみをする際にマスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻を覆うこと）、消毒液の設置と手指の消毒を徹底し、通勤及び勤務時間中はマスクを着用する[※]。

[※]夏季期間の現場でのマスク着用については熱中症にも注意して適切に対応する。

- ・ 発熱等の風邪の症状の報告を徹底するほか、症状が見られた場合は、積極的に休暇を取得する。
- ・ 本人、同居の親族等が、「帰国者・接触者外来」を紹介された場合や、2週間以内の行動の中で、濃厚接触者と思われる場合、外務省感染地域危険情報発令地域及準じる地域へ渡航した場合、国等により公表された場所等を訪問していた場合等は、必要な期間、自宅待機等を行う。
- ・ 感染のリスクを最小限に抑えるため、換気が悪く、人が密に集まって過

ごすような空間に集団で集まること（「3密」）を避けるなど細心の注意を払って行動する。

- ・「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知し、これらに沿って行動する。

感染が確認された場合は、保健所の指導に基づき、施設の閉鎖及び消毒を実施し、速やかに公表する。

① 料金所・休憩施設における対策

ア) 料金所

i 感染予防及び拡大防止

- ・収受員等にうがい・手洗い、咳エチケット等を徹底する。
- ・料金所事務室及びブースに消毒用アルコールを常備する。
- ・お客様と直接接する業務であることから、特にマスクの着用を徹底する。

ii. 感染リスクの低減

- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議発表の「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」等の周知徹底及び実践のための教育を実施する。
- ・乗り合わせによる通勤を可能な限り取りやめる。
- ・異なる料金所の社員間の接触・交流を可能な限り取りやめる。
- ・幹部2名（料金所長、事務長）は可能な限り交代勤務とする。
- ・可能な限り同じメンバーによる班で交代勤務を行う。

iii. 感染者があった場合を想定した対応

- ・代替要員のリストアップする。

iv. 感染者が発生し、料金所運用に必要な人員の確保が困難となる場合

- ・開放レーンを絞り料金所機能を確保する。

v. 料金所運用に必要な人員の確保が不可能となる場合

- ・最低限の料金所機能の確保により、お客様への影響を最小限にする。

イ) SA・PA休憩施設

- ・お客様に対して、HP、館内放送、デジタルサイネージ及びチラシの掲示などにより感染予防策（ソーシャルディスタンスの確保、うがい・手洗いの励行、咳エチケット）、移動自粛の呼びかけを行う。
- ・トイレ、店舗内の椅子及びテーブル等を定期的に消毒し、定期的な換気、必要に応じてパーティションの設置を行う。
- ・トイレのハンドドライヤーは、利用を停止する。
- ・施設入り口、レストラン・フードコート、売店等への消毒液を設置する。

- ・従業員（テナント含む）に対し、出勤前に体温や症状の有無を確認させ、体調不良が見られる者については、自宅待機とする。
- ・従業員（テナント含む）は、手洗い、うがい、勤務中のマスク着用を徹底する。さらに、清掃スタッフは、ゴム手袋の着用を徹底する。
- ・レジでの支払いに当たっては、コイントレーの活用、電子決済の促進に努める。
- ・フードコート等での商品受け渡し時の大声での発生禁止、BGMや機械の効果音を最低限にし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・店内が混雑した場合には、入場制限を設ける。
- ・フードコートについては、座席の間引きを行い、対面飲食を控えるよう表示する。
- ・レジやインフォメーションカウンターには、飛沫防止シートを設置する。
- ・レジや券売機前に、「ソーシャルディスタンス」確保のため足形を貼り待ち間隔を表示する等、「ソーシャルディスタンス」への注意喚起を行う。
- ・ドッグラン、園地遊具は、利用を停止する。
- ・国等の要請に基づきテナントへの営業自粛・営業時間変更の協力要請を行う。
- ・イベントについては、広域の人の移動を奨励するものをはじめ、引き続き基本的に自粛する。また、緊急事態措置の対象とならない府県では、参加者が地域に限定した小規模なものであり、かつ、地元地方公共団体から実施してほしいとの強い意向がある場合に限って、3つの密を避け、十分な感染防止策を講じることを条件に実施する。
- ・従業員、お客様に感染が確認された場合は、保健所の指導に基づく措置（施設の閉鎖、消毒等）を実施し、必要に応じ、速やかに公表する。

② 社屋等における対策

i. 通勤・勤務

- ・公共交通機関を利用して通勤している社員は、状況に応じて早出遅出勤制度の活用等により時差出勤を行う。
- ・状況に応じてスプリットチーム勤務体制の導入及びテレワーク等により、出勤者数を減少させ感染リスクを低下させる。
- ・特に、交通の確保に必要不可欠な交通管制、交通管理等の業務継続体制は引き続き確保することが重要であり、社員同士の濃厚接触の回避のためのシフト勤務体制の維持や代務要員の確保を継続して実施する。
- ・出張は自粛する。また、直接人と接触する機会を減らすため、テレ

び会議を積極的に活用する。

- ・ 会議を行う場合は、密状態の回避のための対策(ソーシャルディスタンス、換気等)を行う。

ii. マスク、消毒液等の備蓄

- ・ 各部門、各グループ会社、テナント会社及び 料金収受実施等会社(以下「各部門・各会社」という)は、備蓄状況と調達見通しを確認し、不足する場合には、お客様対応部門を優先して、各部門、各会社間で備蓄を融通する。

iii. 罹患の疑いがある場合の行動

- ・ 社員及びその同居する家族等の罹患又は罹患の疑いの報告を受けたときは、療養又は出勤停止を命じ、濃厚接触者の疑いのある社員についても出勤停止を命じることとし、その期間及び対象者等については保健所、医師の指示に従う。

Ⅲ. 工事等受注者の感染防止対策

① 施工中の工事等における工事一時中止措置等の対応

- ・ 緊急事態措置を実施すべき対象地域における工事等については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。なお、受注者から工事の一時中止措置等の延長の希望がない場合は、順次、工事や業務を継続または再開することとする
- ・ 一時中止措置等に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。
- ・ なお、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行う。

② 感染拡大防止対策の徹底及び設計変更

- ・ 手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き」や「建設現場「3つの密」の回避等に向けた取組事例」等を参考にしつつ、受発注者双方において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むものとする。

- ・受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うものとする。
- ・その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額の変更や工期の延長を行う。

③学校の臨時休業に伴う建業法上の取り扱い緩和

- ・学校の臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えないものとして取り扱う。
- ・監理技術者等の途中交代や恒常的な雇用関係についても、やむを得ない事情がある場合として取り扱う。

④工事等の入札等の手続の柔軟な対応

- ・監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長等、適宜柔軟な対応を行う。
- ・公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件のヒアリングの実施においては可能な限り省略する。

IV. 高速道路利用者に対する感染拡大防止の協力の呼びかけ

- ・ホームページ、SA・PA施設、道路情報板、日本道路交通情報センターが提供する道路交通情報（テレビ、ラジオ放送、WEB）等において、ポスター、文字、音声等による不要不急の移動自粛を呼びかける広報を実施する。

(以上)